

## 大阪経済法科大学課外活動奨励奨学金規程細則

(1996年2月26日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪経済法科大学課外活動奨励奨学金規程(以下「規程」という。)第11条により、奨学金について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 在学時採用奨学金奨学生の募集は、毎年4月に行う。

(提出書類)

第3条 在学時採用奨学金を受けようとする者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) スポーツ・文化活動における成績証明書及び活動報告書
- (3) 顧問・監督・部長の推薦状又はそれに準ずるもの

(採用通知)

第4条 奨学生の採用を決定したときは、本人に通知する。

(復籍者の扱い)

第5条 学費の滞納により除籍された奨学生が復籍する場合は、奨学金の決定が取り消されていないものとする。

附則

この細則は、1996年4月1日から実施する。